第七条　適合しない措置

1　第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Ⅰの締約国の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はミャンマー連邦共和国の州、地方若しくは連邦直轄地

注釈　ミャンマー連邦共和国については、州、地方又は連邦直轄地には、自治区及び自治地帯を含む。

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県並びに州、地方及び連邦直轄地以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においては実施の後できる限り速やかに）、次のことを行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第二条、第三条及び前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

注釈　この1の規定は、締約国に対し、自国の法令の下で保護される行政上及び司法上の決定を公に利用可能なものとすることを義務付けるものと解してはならない。

2　各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

4　1及び3の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条　行政上の措置に関連する手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の投資家による申請に基づき、当該他方の締約国の投資家の投資活動に関連する事項について決定を行う場合には、次のことを行うよう努める。

(a)　当該申請が当該一方の締約国の権限のある当局の事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始すること。

(b)　当該他方の締約国の投資家に対し、要請があるときは、当該申請に係る審査の状況についての情報を合理的な期間内に提供すること。

(c)　3に規定する標準的な期間を考慮して、当該一方の締約国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を当該他方の締約国の投資家に通知すること。

(d)　当該一方の締約国の権限のある当局が当該申請を拒否する、又は承認しない旨の決定を行う場合には、当該他方の締約国の投資家に対し、当該決定の通知と同時に、その理由を示すこと。

2　締約国の権限のある当局は、当該締約国の法令に従い1に規定する決定に関する基準を定めるものとし、また、次のことを行うように努める。

(a)　そのような基準を出来る限り具体的なものとすること。

(b)　そのような基準を、特別の行政上の不都合がある場合を除くほか、公に利用可能なものとすること。

3　締約国の権限のある当局は、1に規定する決定に関し、次のことを行うよう努める。

(a)　自らの事務所への申請の到達と当該申請に対して行う決定との間の標準的な期間を定めること。

(b)　標準的な期間が定められたときは、当該期間を公に利用可能なものとすること。

第十一条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十二条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十三条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続及び第四条の規定に従って実施するものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。